

#### ◆重要種の選定基準について

当ホームページで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます）は、以下に該当する（調査年度）ものを「重要種」としている。

「重要種」は保護・保全の観点からこのコンテンツにおいてはマスキングを行い、公表しないものとする。

#### 1. 全調査項目共通

- ア. 「文化財保護法」及びこれに基づく「地方公共団体における条例」で指定された天然記念物(天然記念物には家畜も対象に含まれている場合があるが、野生種のみを対象とする)。
- イ. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種
- ウ. 「自然公園法」による指定動植物(調査区域の一部又は全域が国立公園又は国定公園を含む場合)
- エ. 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー」掲載種及び「レッドリスト」掲載種
- オ. 「都道府県・市町村作成のレッドデータブック」及びこれに準ずる文献等の掲載種(注)

(注)：各調査結果に重要種情報として入力しており、重要種リストには掲載していない。

#### 2. 植物調査・河川環境基図作成調査のみ該当

- ア. 環境庁編(1980)第 2 回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)特定植物群落調査報告書「日本の重要な植物群落」における特定植物群落
- イ. 環境庁編(1988)第 3 回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)特定植物群落調査報告書(追加調査・追跡調査)「日本の重要な植物群落Ⅱ」における特定植物群落
- ウ. 「緑の国勢調査(昭和 51 年 3 月)」における「すぐれた自然の調査」の貴重な群落